

本国会召集日(昭和四十一年十一月三十日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 木村 武雄君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 岩動 道行君  
理事 辻 寛一君 理事 長谷川四郎君  
理事 細田 吉藏君 理事 大出 俊君  
理事 田口 誠治君 理事 山内 広君  
赤城 宗徳君 荒船清十郎君  
井村 重雄君 加藤 高藏君  
賀屋 興宣君 周東 英雄君  
野呂 恭一君 藤尾 正行君  
保科善四郎君 堀内 一雄君  
前田 正男君 湊 徹郎君  
村上 勇君 西ヶ久保重光君  
稻村 隆一君 中村喜高君  
柄崎弥之助君 村山 喜君  
米内山森二郎君 伊藤卯四郎君  
受田 新吉君

昭和四十一年十二月十九日(月曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

- 委員長 木村 武雄君
- 理事 伊能繁次郎君 理事 辻 寛一君  
理事 細田 吉藏君  
井村 重雄君 加藤 高藏君  
川野 芳滿君 佐々木義武君  
齋原 正一君 竹下 登君  
堀田 徹君 福井 勇君  
藤尾 正行君 保科善四郎君  
堀内 一雄君 前田 正男君  
湊 徹郎君
- 出席國務大臣 國務大臣 塚原 俊郎君  
國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

- 人事院総裁 佐藤 達夫君  
人事院事務官 尾崎 朝夷君  
(総務局長)  
総理府事務官 増子 正宏君  
(人事局長)  
防衛庁参事官 穴戸 基男君  
(人事局長)  
防衛施設庁長官 小幡 久男君
- 委員外の出席者 専門員 茨木 純一君

十二月十七日

委員湊徹郎君辞任につき、その補欠として荒木萬壽夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員保科善四郎君、野呂恭一君及び荒木萬壽夫君辞任につき、その補欠として榎木庚子郎君、塚田徹君及び湊徹郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員榎木庚子郎君及び塚田徹君辞任につき、その補欠として保科善四郎君及び野呂恭一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員赤城宗徳君、荒船清十郎君、岩動道行君、賀屋興宣君、野呂恭一君及び村上勇君辞任につき、その補欠として齋原正一君、川野芳滿君、塚田徹君、佐々木義武君、竹下登君及び福井勇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川野芳滿君、佐々木義武君、齋原正一君、竹下登君及び福井勇君辞任につき、その補欠として荒船清十郎君、賀屋興宣君、赤城宗徳君、野呂恭一君及び村上勇君が議長の指名で委員に選任された。

十一月三十日

連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十七名提出、第五十一回国会衆法第五九号)

十二月十八日

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)  
特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

同月九日

旧軍人恩給に関する請願外五十一件(小川平二君紹介)(第一号)  
同外四件(小坂善太郎君紹介)(第二号)  
同外四十九件(進藤一馬君紹介)(第三号)  
同外二十八件(羽田武嗣郎君紹介)(第四号)  
同外十六件(濱田幸雄君紹介)(第五号)  
同外三十件(増田甲子七君紹介)(第六号)  
同外七件(浦野幸男君紹介)(第六号)  
同外十件(唐澤俊樹君紹介)(第一七号)  
同外十八件(廣瀬正雄君紹介)(第六四号)  
同(安藤寛君紹介)(第六五号)  
同外十件(今松治郎君紹介)(第六六号)  
同外十六件(宇野宗佑君紹介)(第六七号)  
同外六十五件(榎木庚子郎君紹介)(第六八号)  
同(小川半次君紹介)(第六九号)  
同(加藤高藏君紹介)(第七〇号)  
同外二十一件(神田博君紹介)(第七一号)  
同外四件(飯谷忠男君紹介)(第七二号)  
同外一件(木村剛輔君紹介)(第七三号)  
同外一件(高橋清一郎君紹介)(第七四号)  
同外十五件(館林三喜男君紹介)(第七五号)  
同外五件(千葉三郎君紹介)(第七六号)  
同外七件(塚田徹君紹介)(第七七号)  
同外六件(内藤隆君紹介)(第七八号)

同外十三件(原健三郎君紹介)(第七九号)  
同外十六件(藤本孝雄君紹介)(第八〇号)  
同外二件(栗山秀君紹介)(第八一号)  
同(八木徹雄君紹介)(第八二号)  
同外三件(岩動道行君紹介)(第一一〇号)  
同外五十四件(大坪保雄君紹介)(第一一二号)  
同外三件(大西正男君紹介)(第一一二号)  
同外二十五件(金子一平君紹介)(第一一三号)  
同外二件(綱島正興君紹介)(第一一四号)  
同外一件(坪川信三君紹介)(第一一五号)  
同外十件(床次徳二君紹介)(第一一六号)  
同外三十五件(野田卯一君紹介)(第一一七号)  
同(山村新治郎君紹介)(第一一八号)  
同外十件(荒木萬壽夫君紹介)(第一三〇号)  
同外六件(稻村左近四郎君紹介)(第一三二号)  
同外六件(大竹太郎君紹介)(第一三二号)  
同外六件(鍛冶良作君紹介)(第一三三三号)  
同外二十二件(倉成正君紹介)(第一三四号)  
同(小泉純也君紹介)(第一三五号)  
同外五件(櫻内義雄君紹介)(第一三六号)  
同外三十九件(關谷勝利君紹介)(第一三七号)  
同外七件(辻寛一君紹介)(第一三八号)  
同(徳安實藏君紹介)(第一三九号)  
同外二件(中島茂喜君紹介)(第一四〇号)  
同外六件(野田武夫君紹介)(第一四一号)  
同(占井實貴君紹介)(第一四二二号)  
在外私有財産國家補償に関する請願(小川平二君紹介)(第七七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第八号)  
同(羽田武嗣郎君紹介)(第九号)  
同(唐澤俊樹君紹介)(第一八号)  
同(館林三喜男君紹介)(第八五号)  
同(増田甲子七君紹介)(第八六号)  
同(大坪保雄君紹介)(第一四三三号)  
同(三池信君紹介)(第一四四号)

善意の日制定に関する請願(浦野幸男君紹介)



同月十八日

松代群発地震地域の災害特別地域指定に関する陳情書(唐澤俊樹君紹介)(第六〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第六一号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第六二号)
同(増田甲子七君紹介)(第六三号)
同(小川平二君紹介)(第六七号)
同(吉川久衛君紹介)(第一七六号)
同(倉石忠雄君紹介)(第一七七号)
同(井出一太郎君紹介)(第四四二号)
同(中澤茂一君紹介)(第四四二号)
同(松平忠久君紹介)(第四四三号)
同(平正一君紹介)(第一三三九号)
同(原茂君紹介)(第一三四〇号)
は本委員会に付託された。

十二月八日

旧軍人等に対する恩給処遇に関する陳情書外十一件(平田市議会議長金山銀造外十一名)(第一号)
靖国神社の國家護持に関する陳情書外十一件(山口県議會議長吉井公人外十一名)(第二号)
引揚者在外私有財産補償促進に関する陳情書外四件(福岡県宗像郡福岡町議會議長長広渡作五郎外十三名)(第三号)
同和对策審議會答申の完全実施に関する陳情書外十二件(兵庫縣議會議長森新之助外三十一名)(第四号)
在日米陸軍所沢基地の全面返還に関する陳情書外一件(所沢市長新井萬平外一名)(第五号)
米軍射撃場新島設置反対に関する陳情書外一件(静岡県賀茂郡下田町議會議長山本信一外一名)(第六号)
種ヶ島のナイキ基地化反対に関する陳情書(日南市議會議長森岡治平)(第七号)
東富士演習場におけるR三〇型ミサイル配備計画中止に関する陳情書(御殿場市菜葉沢一三九四の一東富士ミサイル基地化阻止対策本部長小林茂理)(第八号)
青少年問題協議会運営費助成に関する陳情書

(宮崎県市議會議長会長宮崎市議會議長児玉辰生)(第九号)

紀元節に関する陳情書(西大寺市東幸西幸島亀笑会長岡崎猪一)(第一〇号)
建国記念の日に関する陳情書(宮崎縣議會議長黒木重明)(第一一号)
善意の日制定に関する陳情書外一件(愛知県議會議長橋本繁蔵外一名)(第一二二号)
同月十三日
教職員等公務員の暫定手当是正に関する陳情書(京都府乙訓郡長岡町議會議長奈良庄七)(第二三二号)
沖繩の教育権返還に関する陳情書(沖繩那覇市牧志町一の一〇八沖繩PTA連合会長徳元八二)(第二四二号)
御料牧場誘致に関する陳情書(千葉県市原郡南総町長金子禎一外二名)(第二四六号)
同和对策の拡大強化に関する陳情書(大阪府東区大手前之町大阪府同和对策審議會会長竹中一雄)(第二五八号)

同月十七日

恩給、共済年金等の改善に関する陳情書(兵庫縣養父郡八鹿町八鹿一八四九の五久保田輝雄外六百一名)(第二五九号)
沖繩における教育権返還に関する陳情書(沖繩那覇市宇松尾一八三の一沖繩県教育費獲得期成会長屋良朝苗)(第二六〇号)
米軍射撃場新島設置反対に関する陳情書(横浜市中区日本大通り一全国海区漁業調整委員会連合会長柳川澄)(第二八一号)
御光省設置に関する陳情書(福岡市天神四の七の八九九州経済同友会代表委員安川寛外一名)(第二八二号)
第二宮古島台風による災害対策に関する陳情書(沖繩平良市宇二九六四与那覇連雄)(第三〇三号)
同月十八日
原子動力炉の開発推進に関する陳情書(東京都千代田区丸の内の一二経済団体連合会長石坂

泰三)(第三一七号)
種子島ロケット基地化反対に関する陳情書(延岡市議會議長浮島正春)(第三一八号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊能繁次郎君外二十七名提出、第五十一回国会衆法第五九号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

社会党委員及び民社党委員に御出席をお願いいたしました。出席がありません。やむを得ず、このまま議事を進めます。
国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。
すなわち、国の行政の改善をはかり、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項
五、栄典に関する事項

以上の各事項において国政調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 おはかりいたします。

昨日、当委員会に付託になりました、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の三案を議題とし、審査を行なうことに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上の三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十條の三第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「官職」の下に「(医療職俸給表(一)の適用を受ける職員)の官職を除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の下に次の一号を加える。

一 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員(官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの)
月額五千円
第十一條第三項本文中「六百円」を「千円」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改

別表第一 行政職俸給表  
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	83,100	60,800				25,700	22,100	16,600
2	87,300	64,000	52,800	43,100	33,600	27,400	23,300	17,300
3	91,500	67,200	55,300	45,400	35,800	29,100	24,500	18,000
4	95,700	70,400	57,800	47,700	38,000	31,000	25,700	18,700
5	99,900	73,600	60,300	50,000	40,200	32,900	27,200	19,500
6	104,100	76,800	62,800	52,300	42,400	34,900	28,700	20,300
7	108,300	80,000	65,300	54,600	44,600	36,900	30,400	21,200
8	112,500	83,200	67,800	56,900	46,800	38,900	32,100	22,100
9	116,700	86,400	70,300	59,200	49,000	40,900	33,800	23,100
10	120,700	89,400	72,800	61,500	51,200	42,800	35,500	24,100
11	124,100	91,900	75,200	63,700	53,100	44,700	37,000	25,100
12	126,500	94,400	77,600	65,900	55,000	46,600	38,500	26,100
13	128,900	96,300	80,000	68,100	56,900	48,500	40,000	27,200
14	131,000	98,200	82,400	70,300	58,200	49,800	40,900	28,300
15	133,100	100,100	84,200	72,300	59,500	51,100	41,800	29,100
16			86,000	74,300	60,500	52,100		29,800
17				76,000	61,500	53,100		30,500
18				77,700	62,500	54,100		
19					63,500	55,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

める。  
第十二條第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「千円」を「千六百元」に、「五百円」をこえるときは、「五百円」を「八百円」をこえるときは、「八百円」に、「利用する外」を「利用するほか」に、「四百五十円」を「五百円」に、「五百円に満たないときは五百円」を「五百八十円に満たないときは五百八十円」に改め、同條第三項中「四百五十円」を「五百円」に、「五百円」を「五百八十円」に改める。

第十九條の五第一項中「第十三條の二」を「第十三條」に、「第六條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」を「指定職俸給表の適用を受ける職員」に改める。  
第二十二條第一項中「勤務、一日につき四千九百円」を「勤務一日につき、五千九百円」に改める。  
別表第一から別表第八までを次のように改める。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
	円	円	円	円	円
1	33,200	25,600	22,300	16,800	14,300
2	34,900	27,000	23,400	17,600	14,900
3	36,600	28,400	24,500	18,400	15,500
4	38,300	30,000	25,600	19,200	16,100
5	40,100	31,600	26,800	20,100	16,800
6	41,900	33,200	28,000	21,200	17,500
7	43,700	34,700	29,300	22,300	18,200
8	45,300	36,200	30,600	23,400	19,000
9	46,900	37,600	31,900	24,500	19,900
10	48,500	39,000	33,200	25,500	20,800
11	49,900	40,400	34,500	26,500	21,700
12	51,200	41,800	35,700	27,500	22,600
13	52,500	43,100	36,900	28,500	23,500
14	53,800	44,300	38,100	29,300	24,400
15	55,100	45,500	39,300	30,100	25,200
16	56,100	46,500	40,300	30,900	25,900
17	57,100	47,500	41,300	31,700	26,600
18	58,100	48,500	42,300	32,500	27,300
19	59,100	49,500	43,000	33,300	27,900
20	60,100	50,300	43,700	34,000	28,500
21	61,100	51,100	44,400	34,700	29,100
22	62,000	51,900	45,100	35,400	29,800
23	62,900	52,600	45,700	36,100	30,500
24	63,800	53,300	46,300	36,700	31,200
25	64,700	54,000	46,900	37,300	31,900
26	65,600			37,900	32,500
27					33,100
28					33,700
29					34,300
30					34,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,100
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	18,800
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	19,600
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	20,400
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	21,200
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	22,100
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	23,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	24,100
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	25,100
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	26,100
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,400	27,500
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	41,900	28,900
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,400	29,900
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,300	30,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	45,200	31,500
16			80,300	66,100	56,500		
17			82,000	67,100			
18			83,700				
19			85,400				
20			87,100				
21			88,800				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

1 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	70,400	60,800	—	—	24,500	21,200	19,000
2	73,600	64,000	49,100	34,800	26,100	22,200	19,700
3	76,800	67,200	51,400	37,000	28,000	23,200	20,400
4	80,000	70,400	53,700	39,200	29,900	24,500	21,200
5	83,200	73,600	56,000	41,400	31,900	26,000	22,200
6	86,400	76,100	58,300	43,600	33,900	27,800	23,200
7	89,400	78,600	60,600	45,900	35,900	29,700	24,500
8	92,400	81,100	62,900	48,200	37,900	31,600	26,000
9	94,900	83,200	65,200	50,500	39,900	33,500	27,800
10	97,400	85,300	67,500	52,700	41,900	35,400	29,600
11	99,500	87,300	69,700	54,900	43,900	37,300	31,500
12	101,600	89,300	71,900	57,100	45,900	39,200	33,400
13		91,300	74,100	59,000	47,900	41,100	35,300
14		93,100	76,300	60,900	49,900	43,000	37,200
15		94,900	78,300	62,800	51,800	44,900	39,100
16			80,300	64,100	53,700	46,800	41,000
17			82,000	65,400	55,100	48,700	42,900
18			83,700	66,400	56,500	50,600	44,800
19			85,400	67,400	57,500	52,300	46,600
20			87,100	68,400	58,500	53,700	48,400
21			88,800	69,300	59,500	55,100	50,000
22				70,200	60,500	56,100	51,500
23				71,100	61,400	57,100	52,500
24					62,300	58,100	53,400
25					63,200	59,000	54,300
26					64,100	59,900	55,200
27						60,800	56,100
28						61,700	57,000
29							57,900
30							58,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	70,400	60,800	—	—	29,800	24,500	18,400	15,600
2	73,600	64,000	49,100	39,200	31,700	25,700	19,300	16,200
3	76,800	67,200	51,400	41,400	33,600	27,200	20,200	16,900
4	80,000	70,400	53,700	43,600	35,600	28,700	21,200	17,600
5	83,200	73,600	56,000	45,800	37,600	30,400	22,200	18,400
6	86,400	76,100	58,300	48,000	39,600	32,100	23,200	19,200
7	89,400	78,600	60,600	50,200	41,600	33,800	24,300	20,100
8	92,400	81,100	62,900	52,400	43,600	35,500	25,500	21,000
9	94,900	83,200	65,200	54,600	45,600	37,200	26,800	21,900
10	97,400	85,300	67,500	56,800	47,500	38,900	28,200	22,900
11	99,500	87,300	69,700	58,700	49,400	40,600	29,700	23,900
12	101,600	89,300	71,900	60,600	51,300	42,100	31,200	25,100
13		91,300	74,100	62,500	53,200	43,600	32,700	26,400
14		93,100	76,300	63,800	54,500	44,800	34,200	27,700
15		94,900	78,300	65,100	55,500	46,000	35,700	28,900
16			80,300	66,100	56,500	47,000	37,100	30,000
17			82,000	67,100	57,500	48,000	38,500	31,100
18			83,700			49,000	39,700	32,100
19			85,400			50,000	40,900	33,100
20			87,100				41,800	34,000
21			88,800				42,700	34,900
22							43,600	35,800

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

1 海事職俸給表(一)

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	35,600	27,600	21,900	16,600
2	37,900	29,000	22,900	17,400
3	40,100	30,400	23,900	18,300
4	42,200	31,800	25,100	19,200
5	44,300	33,600	26,300	20,100
6	46,200	35,600	27,600	21,000
7	48,100	37,700	28,900	21,900
8	50,000	39,800	30,200	22,800
9	51,500	41,700	31,700	23,700
10	53,000	43,500	33,200	24,700
11	54,500	45,300	34,700	25,900
12	56,000	46,800	36,300	27,200
13	57,400	48,300	37,900	28,500
14	58,800	49,500	39,400	29,800
15	60,200	50,600	40,900	31,100
16	61,400	51,700	42,400	32,400
17	62,600	52,800	43,800	33,600
18	63,700	53,900	45,100	34,800
19	64,800	54,900	46,100	35,800
20	65,900	55,900	47,100	36,800
21	66,900	56,900	48,100	37,600
22	67,900	57,900	49,000	38,400
23	68,900		49,900	39,200
24				40,000

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

職務の等級 号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	62,000	47,600	36,400	27,400	19,700
2	65,300	50,500	39,100	29,000	20,600
3	68,600	53,400	41,800	30,600	21,900
4	72,000	56,300	44,400	32,200	23,200
5	75,400	59,200	46,900	34,100	24,600
6	78,800	61,800	49,400	36,100	26,000
7	82,200	64,400	51,900	38,100	27,400
8	85,600	67,000	54,400	40,100	28,700
9	89,000	69,400	56,800	42,100	30,000
10	92,200	71,800	59,200	44,100	31,300
11	95,400	73,900	61,000	45,900	32,700
12	98,600	76,000	62,800	47,700	34,100
13	101,800	77,600	64,300	49,400	35,500
14	103,900	79,200	65,800	51,000	36,800
15	106,000	80,800	67,300	52,600	38,100
16	108,100	82,400	68,800	54,100	39,400
17	110,200	84,000	70,300	55,600	40,700
18	112,200				41,900
19	114,200				43,100
20					44,200
21					45,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	23,300	17,900
2	51,100	24,800	18,700
3	53,400	26,100	19,500
4	55,700	27,400	20,300
5	58,000	28,900	21,400
6	60,500	30,600	22,600
7	63,000	32,300	23,800
8	65,500	34,200	25,000
9	68,000	36,200	26,300
10	70,500	38,200	27,600
11	73,000	40,300	29,200
12	75,500	42,400	30,900
13	78,000	44,500	32,800
14	80,500	46,600	34,700
15	83,000	48,700	36,600
16	85,500	50,800	38,500
17	88,000	52,900	40,400
18	90,100	55,000	42,300
19	92,200	57,100	44,200
20	94,300	59,200	45,700
21	96,400	61,300	47,200
22	98,200	63,400	48,700
23	100,000	65,500	50,200
24	101,800	67,600	51,200
25	103,600	69,700	52,200
26		71,800	53,200
27		73,900	54,200
28		75,800	55,200
29		77,700	56,200
30		79,300	57,100
31		80,900	58,000
32		82,500	58,900
33		84,000	59,800
34		85,500	60,700
35		86,700	
36		87,900	
37		89,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	36,000	24,800	19,500
2	60,900	45,700	38,600	26,300	20,600
3	64,200	48,600	41,200	27,800	21,700
4	67,500	51,500	43,800	29,700	22,800
5	70,900	54,400	46,400	31,600	24,000
6	74,300	57,100	49,000	33,500	25,200
7	77,700	59,800	51,600	35,600	26,700
8	81,100	62,500	53,800	37,700	28,300
9	84,500	65,200	56,000	39,800	30,200
10	87,900	67,900	58,200	41,900	32,100
11	91,200	70,400	60,400	44,000	34,100
12	94,500	72,900	62,500	46,100	36,100
13	97,800	75,200	64,600	48,200	38,100
14	101,100	77,500	66,400	50,100	40,100
15	104,400	79,800	68,200	52,000	42,100
16	107,700	81,900	70,000	53,900	44,100
17	110,900	84,000	71,800	55,800	46,000
18	113,900	86,100	73,600	57,000	47,900
19	116,900	88,000	75,400	58,200	49,400
20	119,900	89,900	77,200	59,400	50,900
21	122,900	91,600	78,900	60,600	52,200
22	125,900	93,300	80,600	61,800	53,500
23	128,900	95,000	82,200	63,000	54,500
24	131,000	96,400	83,800	64,200	55,500
25	133,100	97,800	85,000	65,300	56,500
26			86,200	66,400	57,500
27			87,400	67,500	58,500

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の1等級の24号俸及び25号俸の号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	20,300	17,900
2	41,700	21,800	18,700
3	43,800	23,300	19,500
4	45,900	24,800	20,300
5	48,000	26,000	21,400
6	50,100	27,200	22,600
7	52,200	28,600	23,800
8	54,300	30,200	25,000
9	56,400	31,800	26,200
10	58,500	33,600	27,400
11	60,600	35,500	28,800
12	62,700	37,500	30,200
13	64,800	39,500	31,800
14	66,900	41,500	33,400
15	69,000	43,500	34,900
16	71,100	45,500	36,400
17	73,200	47,500	37,900
18	75,100	49,500	39,400
19	77,000	51,400	40,600
20	78,700	53,300	41,800
21	80,400	55,100	42,700
22	82,000	56,900	43,600
23	83,500	58,400	44,500
24	85,000	59,900	45,400
25	86,200	61,400	
26	87,400	62,900	
27	88,600	64,200	
28	89,800	65,500	
29		66,800	
30		68,100	
31		69,400	
32		70,600	
33		71,800	
34		73,000	
35		74,200	
36		75,400	
37		76,500	
38		77,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	91,100	—	36,000	26,100	20,300
2	94,400	51,500	38,600	27,400	21,800
3	97,700	54,400	41,200	28,900	23,300
4	101,000	57,100	43,800	30,600	24,800
5	104,300	59,800	46,400	32,400	26,100
6	107,600	62,500	49,000	34,300	27,400
7	110,800	65,300	51,700	36,300	28,900
8	113,900	68,100	54,400	38,300	30,600
9	116,900	70,900	57,100	40,400	32,300
10	119,900	74,300	59,800	42,500	34,200
11	122,900	77,700	62,500	44,600	36,100
12	125,900	81,100	65,200	46,700	38,000
13	128,900	84,500	67,900	48,800	39,900
14	131,100	87,900	70,400	50,900	41,800
15	133,200	91,200	72,900	53,000	43,600
16		94,500	75,200	55,100	45,400
17		97,800	77,500	57,200	47,100
18		101,100	79,800	59,300	48,800
19		104,400	81,900	61,400	50,200
20		107,700	84,000	63,500	51,600
21		110,500	86,100	65,600	53,000
22		112,600	88,000	67,700	54,200
23		114,700	89,900	69,800	55,400
24			91,300	71,900	56,400
25				74,000	57,400
26				75,900	58,400
27				77,800	59,400
28				79,400	
29				81,000	
30				82,600	
31				84,100	
32				85,600	
33				86,800	
34				88,000	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表  
イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	77,700	55,200	—	29,000
2	81,100	58,400	46,400	31,000
3	84,500	61,600	49,300	33,000
4	87,900	64,800	52,200	35,000
5	91,200	68,000	55,100	37,700
6	94,500	71,200	57,800	40,400
7	97,500	74,400	60,500	43,100
8	100,500	77,600	63,200	45,700
9	103,500	80,800	65,900	48,300
10	106,500	84,000	68,600	50,900
11	109,300	86,800	71,300	53,500
12	112,100	89,600	73,900	55,400
13	114,900	92,400	76,500	57,300
14	117,600	94,800	79,100	59,200
15	120,200	97,200	80,700	61,100
16	122,800	99,000	82,300	63,000
17	125,400	100,800	83,700	64,900
18	127,500	102,600	85,100	66,800
19	129,600	104,400	86,500	68,500
20			87,900	70,200
21			89,300	71,500
22				72,800
23				74,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	22,500	19,500	16,600
2	55,800	36,400	23,900	20,400	17,300
3	58,400	38,900	25,300	21,400	18,000
4	61,000	41,400	26,900	22,400	18,700
5	64,000	43,800	28,800	23,700	19,500
6	67,000	46,200	30,900	25,000	20,400
7	70,200	48,600	33,000	26,400	21,400
8	73,400	50,800	35,200	28,100	22,400
9	77,000	53,000	37,400	29,800	23,500
10	80,600	55,200	39,600	31,800	24,600
11	84,400	57,400	41,800	33,800	25,700
12	88,200	59,600	44,000	35,900	26,900
13	92,100	61,800	46,200	38,000	28,100
14	96,100	64,000	48,400	40,100	29,300
15	100,100	66,200	50,600	42,100	30,300
16	104,100	68,400	52,600	44,100	31,200
17	107,800	70,400	54,600	45,900	32,100
18	111,300	72,400	56,600	47,700	
19	114,800	74,400	58,600	49,300	
20	117,600	76,000	60,100	50,600	
21	120,200	77,600	61,600	51,900	
22	122,800	79,200	62,900	53,200	
23	125,400	80,600	64,200	54,200	
24	127,500	82,000	65,400	55,200	
25	129,600	83,400	66,600	56,200	
26		84,800	67,800	57,200	
27		86,200	69,000		
28		87,600			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	37,700	29,000	21,500	17,800
2	39,800	30,900	22,500	18,700
3	41,900	33,000	23,600	19,600
4	44,000	35,100	24,700	20,500
5	46,100	37,200	25,800	21,500
6	48,200	39,200	27,200	22,500
7	50,300	41,200	28,700	23,500
8	52,300	43,200	30,300	24,600
9	54,300	45,200	31,900	25,700
10	56,300	47,000	33,500	27,000
11	58,300	48,800	35,100	28,400
12	60,300	50,600	36,700	29,800
13	61,800	52,100	38,300	31,200
14	63,300	53,600	39,800	32,600
15	64,800	54,800	41,000	34,000
16	66,300	56,000	42,200	35,000
17	67,800	57,200	43,400	36,000
18	69,000	58,200	44,600	36,900
19	70,200	59,100	45,600	37,800
20	71,400	60,000	46,500	38,700
21	72,500	60,900	47,400	
22	73,600	61,800	48,300	
23	74,700	62,700		
24	75,700			
25	76,700			
26	77,700			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保妊婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	63,000	45,100	29,600	22,100	19,500	17,300
2	66,300	47,600	31,700	23,300	20,300	18,000
3	69,600	50,100	33,800	24,500	21,200	18,700
4	72,900	52,600	35,900	25,700	22,100	19,500
5	76,200	55,100	38,100	27,400	23,200	20,300
6	79,500	57,600	40,300	29,100	24,400	21,200
7	82,800	60,100	42,500	31,000	25,600	22,100
8	85,600	62,400	44,700	32,900	27,000	23,100
9	88,400	64,700	46,900	34,900	28,500	24,000
10	91,100	66,900	49,100	36,900	30,200	24,700
11	93,800	69,100	51,300	38,900	31,900	25,400
12	95,700	71,100	53,200	40,900	33,600	26,100
13	97,600	73,100	55,100	42,800	35,300	26,800
14	99,300	75,100	57,000	44,700	37,000	
15	101,000	76,600	58,500	46,500	38,500	
16	102,700	78,100	60,000	48,300	40,000	
17		79,600	61,100	49,600	40,900	
18		81,100	62,200	50,900	41,800	
19				51,900	42,600	
20				52,900	43,400	
21				53,800		
22				54,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第八 指定職俸給表

号 俸	月 額	
	甲	乙
1	180,000	116,000
2	190,000	124,000
3	200,000	132,000
4	210,000	140,000
5	220,000	148,000
6	230,000	156,000
7	240,000	164,000
8	250,000	172,000
9		180,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験官、研究所長、病院院長、養護所の長、その他の職員を占める職員で人事院規則で定めるもの適用する。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。
- （指定職俸給表の乙欄の俸給月額額の切替え）  
昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額額を受ける職員の切替日における俸給月額額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける給与額を基準として、人事院が定める。
- （特定の号俸の切替え等）  
切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に推算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

- （最高号俸等の切替え等）  
切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に推算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
- 切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）  
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- （切替日前の異動者の号俸等の調整）  
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- （旧号俸等の基礎）  
附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。
- （給与の内払）  
改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- （人事院規則への委任）  
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に

行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸 給 表	職 務 の 等 級		
	5 等級	4 等級	3 等級
(一) 給 表	3 等級	4 等級	5 等級
(二) 給 表	3 等級	4 等級	4 等級
(三) 給 表	3 等級	4 等級	4 等級
(四) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(五) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(六) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(七) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(八) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(九) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十一) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十二) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十三) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十四) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十五) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十六) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十七) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十八) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(十九) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級
(二十) 給 表	1 等級	2 等級	2 等級

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十一年八月十二日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶

養手当及び通勤手当の改正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第四項中「別表第三」を「第一項又は前項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 秘書官の俸給月額は、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる七号俸の俸給月額との差額を加えた額又はその差額の二倍に相当する額を加えた額とすることができ、  
第四条第二項中「四千九百円」を「五千九百円」に、「九千円」を「九千四百円」に改める。  
第九条中「四千九百円」を「五千九百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	四〇〇,〇〇〇円
内閣法制局長官	三〇〇,〇〇〇円
内閣事務局長	二六〇,〇〇〇円
内閣法制局長官	二六〇,〇〇〇円
公正取引委員会委員長	二六〇,〇〇〇円
宮内庁長官	二六〇,〇〇〇円

官職名	俸給月額
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二五〇、〇〇〇円 二四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二二〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	二〇〇、〇〇〇円
大使	五号俸 二六〇、〇〇〇円 四号俸 二四〇、〇〇〇円 三号俸 二二〇、〇〇〇円 二号俸 二〇〇、〇〇〇円 一号俸 一七〇、〇〇〇円

別表第二

別表第三

官職名	俸給月額
公使	四号俸 二四〇、〇〇〇円 三号俸 二二〇、〇〇〇円 二号俸 二〇〇、〇〇〇円 一号俸 一七〇、〇〇〇円
秘書官	八号俸 一〇〇、五〇〇円 七号俸 九〇、五〇〇円 六号俸 八一、〇〇〇円 五号俸 七二、〇〇〇円 四号俸 六三、五〇〇円 三号俸 五五、五〇〇円 二号俸 四七、五〇〇円 一号俸 四二、五〇〇円

**附則**

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に給与に関する法律の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

2 改正前の特別職の職員に給与に関する法律の規定に基づいて、昭和四十一年九月一日からの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員に給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

**理由**

一般職の国家公務員の給与改定に伴い特別職の職員に給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案**  
 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「六百円」を「千円」に改める。

第十八条第二項中「四千六百四十円」を「五千七十四円」に改める。

第二十二條の二第一項中「第十四条まで、第十四条」を「第十三条まで、第十四条（隣接地手当に係る部分を除く。）」に、「第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」を「第六条の規定の適用を受ける職員」に改める。

第二十五条第二項中「九千二百円」を「九千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸海空			将 将 将	陸将補 海将補 空将補
	俸給月額			俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙		
1	180,000	116,000	97,200	82,300	
2	190,000	124,000	101,900	85,900	
3	200,000	132,000	106,600	89,500	
4	210,000	140,000	111,300	93,100	
5	220,000	148,000	116,000	96,700	
6		156,000	120,700	100,100	
7		164,000	125,300	103,500	
8		172,000	129,900	106,800	
9		180,000	134,400	109,400	
10			138,200	112,000	
11			140,900	114,300	
12			143,500	116,500	
13				118,700	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指定職 俸給月額		職務の 等級 号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
	甲	乙		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円		円	円	円	円
1	180,000	116,000	1	92,700	67,900	—	37,500
2	190,000	124,000	2	97,400	71,400	58,900	39,900
3	200,000	132,000	3	102,100	74,900	61,700	42,400
4	210,000	140,000	4	106,800	78,500	64,500	44,900
5	220,000	148,000	5	111,500	82,100	67,300	48,000
6		156,000	6	116,200	85,700	70,100	50,600
7		164,000	7	120,900	89,300	72,900	53,200
8		172,000	8	125,500	92,800	75,700	55,800
9		180,000	9	130,100	96,300	78,400	58,400
			10	134,700	99,700	81,100	61,000
			11	138,400	102,500	83,800	63,500
			12	141,100	105,300	86,500	66,000
			13	143,800	107,500	89,200	68,500
			14	146,100	109,600	91,900	71,000
			15	148,400	111,700	93,900	73,500
			16			95,900	76,000
			17				78,400
			18				80,700
			19				82,900
			20				84,800
			21				86,700

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉	2 等陸尉	3 等陸尉	1 等陸曹	2 等陸曹	3 等陸曹	陸士長	1 等陸士	2 等陸士	3 等陸士
1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等海尉	2 等海尉	3 等海尉	1 等海曹	2 等海曹	3 等海曹	海士長	1 等海士	2 等海士	3 等海士
1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	1 等空尉	2 等空尉	3 等空尉	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹	空士長	1 等空士	2 等空士	3 等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
68,000	57,200	—	43,300	35,600	32,900	25,800	21,900	20,400	18,200	16,500	15,100	14,200
71,500	59,700	54,600	45,700	37,900	34,000	27,900	23,600	21,800	19,300	17,300		
75,100	62,200	57,100	48,100	40,200	35,100	30,000	25,700	23,500	20,400	18,100		
78,700	64,800	59,700	50,700	42,500	37,300	32,200	27,800	25,500	21,500	19,000		
82,300	67,400	62,200	53,200	44,900	39,600	34,400	30,000	27,600	22,600			
85,900	70,000	64,700	55,700	47,200	41,800	36,700	32,200	29,400	23,700			
89,500	72,500	67,200	58,200	49,500	44,000	38,900	34,400	30,700				
93,100	75,000	69,600	60,700	51,600	46,200	41,100	36,400	31,800				
96,500	77,500	71,900	63,100	53,600	48,400	43,100	37,800	32,900				
99,400	80,000	74,200	65,500	55,600	50,500	45,100	39,200	34,000				
102,100	82,500	76,500	67,900	57,400	52,600	47,100	40,600	35,000				
104,600	84,900	78,500	70,300	59,000	54,700	49,000	42,000	36,000				
106,500	87,100	80,500	72,200	60,600	56,600	50,800	43,300					
108,400	89,200	82,500	73,900	62,200	58,400	52,600	44,600					
	91,200	84,200	75,200	63,800	59,800	54,000	45,800					
	93,200	85,800	76,500	65,300	61,100	55,200	46,800					
	95,200	87,400	77,800	66,600	62,300	56,300						
	97,200	89,000	79,000	67,700	63,500	57,400						
	99,100	90,600		68,800	64,600	58,400						
	100,900	92,100			65,700	59,400						
	102,600	93,600										

を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

- 1 (施行期日等)  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。  
(俸給の切替え)
- 2 昭和四十一年九月一日(以下「切替日」という。)における職員俸給月額は、次項、附則第五項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
- 3 切替日の前日において防衛庁職員給与法(以下「法」という。)別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受け、いた職員の前日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が受けていた給与額を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。  
(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)  
附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の法第五條第三項において準用する一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。  
(特定の俸給月額の切替え等)
- 5 切替日の前日においてその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額である職員の前日における俸給月額は、それぞれその者が受けていた俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。  
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の前日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。  
(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)
- 7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に、新たに同法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち総理府令で定める職員のこの法律による改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。  
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。  
(改正前の俸給月額の基礎)
- 9 附則第二項から前項までの規定の適用については、この法律による改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者

附則別表

俸給表	切替日以前の日における俸給月額	切替日における俸給月額
法別表第一	円 53,100	円 58,900
一般職給与法別表第一イ	円 29,600 円 38,600	円 33,600 円 43,100
法別表第二	円 49,200	円 54,600

- 10 この法律による改正前の法の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この法律による改正後の法の規定による給与の内払とみなす。  
(政令への委任)
- 11 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。  
(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)
- 12 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第十六項及び第十九項中「甲欄」を「甲欄又は乙欄」に改める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等及び配偶者に係る扶養手当の額の改定を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木村委員長 ます趣旨の説明を求めます。塚原國務大臣。

○塚原國務大臣 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十二日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、扶養手当及び通勤手当等を改定することを内容とする人事院報告がなされたのであります。政府といたしましてその内容を慎重に検討した結果、本年九月一日から人事院報告どおりこれを実施することが適当であると認めましたので、この際一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)について所要の改正を行なうとするのであります。

すなわち、第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることいたしました。この結果、俸給表全体の改善率は平均六%になることとなります。また、指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の給与体系を整備し、同表の甲欄に掲げる俸給月額を受ける職員に準ずる体系に改めることといたしました。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(イ)の適用を受ける医師に対する支給限度の月額を倍額の五千円に改めることといたしました。

第三に、扶養手当について、配偶者に対する手当の月額を現行より四百円増額して千円に改める

ことといたしました。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する現行の全額支給の限度の月額を千五百円から千六百円に引き上げるとともに、運賃相当額がこの全額支給の限度額をこえる部分については二分の一の支給の限度額を現行の五百円から八百円に引き上げることとし、自転車等使用者に対する支給月額を五十円増額して五百円、原動機つきの場合には八十円増額して五百八十円に改めることといたしました。

以上のほか、常勤職員の俸給月額の改定に伴いまして、委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当の支給限度額を日額四千九百円から五千九百円に改めることといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法、切りかえに伴う措置等を規定することといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なうとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいませようをお願い申し上げます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

その提案の理由、内容は次のとおりであります。政府は、本年八月十二日に行なわれた人事院勧告に基づいて、九月一日以降一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、特別職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与と改定に伴い所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち、第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることといたしました。具体的に御説明いたしますと、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等につきましては、内閣総理大臣、国務大臣及び国務大臣と同額となっている会計検査院長、人事院総裁を除き一万円引き上げることといたしました。また、大使及び公使につきましても、国務大臣と同額の三十万円を受ける

大使を除き、それぞれ一万円引き上げることといたしました。秘書官につきましても、一般職の国家公務員の給与と改定に準じて引き上げることといたしました。

第二に、秘書官につきましても特別の事情がある場合には、別表第三に掲げる額よりも高い俸給月額を受けることができることといたしました。

第三に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を四百円増額して、日額九千四百円に改めることといたしました。

第四に、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を千円増額して、日額五千九百円に改めることといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なうとするものであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいませようをお願い申し上げます。

○木村委員長 増田国務大臣。増田国務大臣。たぐいまれな議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なうとするものであります。すなわち、参事官等及び自衛官の俸給表の改定を行なうこととし、指定職乙欄の俸給体系を改めることとし、あわせて、防衛大学の学生の学生手当及び自衛官の管外手当について、その額の改定を行なうこととしております。

また、配偶者にかかる扶養手当を、一般職と同様に改定することとしております。

なお、事務官等及び非常勤職員の給与並びに通勤手当及び医療職の初任給手当の改正については、一般職給与法を準用することとしておりますので、同法の改正に伴い同様の額に改定が行なわれることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、本年九月一日から適用することとしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいませようをお願い申し上げます。

○木村委員長 これより三案を一括して質疑に入ります。質疑の申し出がありません。これを許します。伊能繁次郎君。

○伊能委員 たいま政府から御提案になりました三法案につきましては、人事院の勧告が提出せられて、政府としては九月実施ということに決定せられたようでありますが、それに関する関係会議等において、どういう経緯によって従来どおり九月ということに決定せられたか、その経過について一応総務長官からお伺いしたいと思います。

○塚原国務大臣 関係関係会議は、人事院勧告のありました八月の十二日ですが、すぐその日に行なわれました。その第一回の会合以来、従来のように総務長官、官房長官、大蔵大臣、労働大臣、自治大臣、それにこれからは経済企画庁長官を加えまして、数回にわたって公務員給与と改定についての取り扱いは慎重に検討を重ねたわけでありまして、問題の焦点となりましたのはやはり財政上の問題でございます。今年には公務員給与の改定をはじめとし当面必要とする緊急重要施策も多いので、これに伴って財政上の理由から、財政上困難な事情というものを考慮して、昨年どおりの九月実施はきわめてむずかしいとする意見もありましたが、人事院の勧告を尊重するたてまえにのっとりまして、また公務員給与の実態、過去における人事院勧告取り扱ひ等の経過等を勘案して、九月の実施に踏み切ったわけでございます。

○伊能委員 いまの御説明で、従来からの経緯、ことに昨年でしたか、一昨年でしたか、十月を九月に切りかえたというような問題等も関連しておると思ひますが、今回の関係関係会議において、人事院の勧告の時期、この点は従来委員会においていろいろな問題になり、人事院総裁自体も勧告の時期等についてはしばしば検討もせられておるようでございますが、今後この勧告の時期の検討ということについて、政府はどうお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○塚原国務大臣 たいま以前から従来マンネリズムにおちいつたあり方について非常に批判的な立場をとつておりましたので、就任早々この問題についていろいろと関係者からお話を承つたのであります。なかなかわずかしい問題があるという問題が、従来人事院の勧告は、年度の中途で行なわれてきたために、毎年補正予算を組み、その財源としては税の自然増収をもつて充ててまいつたのであります。今後経済が安定化した姿で成長するということがなれば、従前のように大幅な税の自然増収というものが期待できなくなるのではないかと思ひます。補正財源の捻出が非常に困難となることが予想されるわけでありまして、したがって、いままでの時期での人事院勧告の実施は一方困難となると思ひますが、一方勧告を尊重するというたてまえ、それを堅持する必要もありませんので、さらには第四十七回の国会及び第五十一回の国会の附帯決議の要請もありませんので、政府としては、予算編成と給与勧告の時期等については、三十九年末関係関係会議等を開いて種々の観点から、たとえば給与改善原資を当初予算に計上する方法、あるいは予備費に計上する方法、または勧告時期の変更、あるいは予測勧告等について検討を加えてきたのであります。予測勧告等についても種々の問題点があつて、まだ成案を得るには至つていません。人事院総裁ともいろいろと話をいたしましたし、また政府部内におきましても、この問題について各方面からの要望もありませんので、いろいろと検討いたしてあります。今日の時限では御報告するようなよい案も考えられませんが、私といたしましては、改悪にならないような程度で、りっぱな改善の方策という方向でこの問題の解決に当たるべく今後とも努力したいと思ひます。

○伊能委員 いまのお話で、政府における非常な慎重な配慮と検討の経過はわかかったのでございませぬが、人事院総裁におかれては、この問題について事務的にどういう方法が将来適当と考えられるか、現状がはたしてやむを得ないものであり、これ以上はかに方法がないかという問題について、御見解があれば、一応承りたい。

○佐藤(選)政府委員 たいへん切実なお尋ねだと思ひます。おっしゃる通り、ほとんど十年近く扶養手当は凍結のままでございまして、これにはまたそれだけの理由がございまして、ああいう生活補給的な手当というものはだんだんと解消して、本俸のほう、本来の給与のほうでこれを吸収していくべきものであるというところが、そういう気持ちから今日まで非常にこだわりながら現状維持に持たせてまいりましたのでございけれども、御承知のように、民間調査の結果によりまして、たといは扶養者、配偶者関係の手当というものは、実は平均いたしますと千三百四くらくら出している。しかもこの数年、最近においてその額を上げておる会社も相当見られるというわけで、わがほうでは、配偶者の場合をとりますとわずかに六百円ということにございまして、その差が相当開き過ぎておるといふことと、それからもう一つは、これは平直に申しますけれども、ことしの勧告につきましては、御承知のように、一般の予想を上回って非常に率が低いのでございまして、公労委の仲裁裁定が例年人事院の勧告よりも下回っております。このことは仲裁裁定で六・五%という賃上げをしておる。わがほうは六%というようなことで、逆転しておるわけですね。一般の予想に反したわけですね。これも、何もわれわれのほうで作爲をした結果さういうことになったわけではございませぬけれども、でき上りの結果を見ますと、いまの物価の上昇というのは七・六%にもなっております。そういう事態のもとにおいて公務員の生活は保障してやらなければいかぬということも考えあわせますと、とりあえず当面の措置でありますけれども、扶養手当を増すとすることが一

○伊能委員 いまのお話で、政府における非常な慎重な配慮と検討の経過はわかかったのでございませぬが、人事院総裁におかれては、この問題について事務的にどういう方法が将来適当と考えられるか、現状がはたしてやむを得ないものであり、これ以上はかに方法がないかという問題について、御見解があれば、一応承りたい。

○佐藤(選)政府委員 たいへん切実なお尋ねだと思ひます。おっしゃる通り、ほとんど十年近く扶養手当は凍結のままでございまして、これにはまたそれだけの理由がございまして、ああいう生活補給的な手当というものはだんだんと解消して、本俸のほう、本来の給与のほうでこれを吸収していくべきものであるというところが、そういう気持ちから今日まで非常にこだわりながら現状維持に持たせてまいりましたのでございけれども、御承知のように、民間調査の結果によりまして、たといは扶養者、配偶者関係の手当というものは、実は平均いたしますと千三百四くらくら出している。しかもこの数年、最近においてその額を上げておる会社も相当見られるというわけで、わがほうでは、配偶者の場合をとりますとわずかに六百円ということにございまして、その差が相当開き過ぎておるといふことと、それからもう一つは、これは平直に申しますけれども、ことしの勧告につきましては、御承知のように、一般の予想を上回って非常に率が低いのでございまして、公労委の仲裁裁定が例年人事院の勧告よりも下回っております。このことは仲裁裁定で六・五%という賃上げをしておる。わがほうは六%というようなことで、逆転しておるわけですね。一般の予想に反したわけですね。これも、何もわれわれのほうで作爲をした結果さういうことになったわけではございませぬけれども、でき上りの結果を見ますと、いまの物価の上昇というのは七・六%にもなっております。そういう事態のもとにおいて公務員の生活は保障してやらなければいかぬということも考えあわせますと、とりあえず当面の措置でありますけれども、扶養手当を増すとすることが一

らで、勧告作業というものが、空に計算するわけではございませぬ、六千数百の民間事業所に克明に当たつての結果の集計によつてはじき出すものでございませぬから、今日のあらゆる機械力を動員いたしまして、どうしてもさういう作業が完結いたしますのは夏になつてしまふ。したがって、八月勧告、八月から五月にさかのほつていたのだという形にならざるを得ない。しかし、一方先ほど申しましたように、その間においていろいろの御批判がございまして、われわれとしては御批判を承つて検討をしてみたいわけではございませぬけれども、先ほどのように、現在のところ名案はない。さらに、私どもは名案があればという態度は捨てておりませぬけれども、そこで今日私どもが名案がないという点につきましては、やはり予算の組み方の問題が一つ残つておるのじゃないか。われわれの一番手近に考へております公労委の仲裁裁定が、新年度早々、新年度に入つて間もなく下か、そしてそれが補正予算も何もなしに四月にさかのほつて過去十年ばかり完全に実施された。お金の額も決して少ない額ではないので、数百億のお金があるところと補正もなしに予算のやりくりだけで出ている、これはどういふわけだろうという点に素朴な疑問を持ちまして、公務員の給与の場合についても、翌年度の賃金の上昇がある程度測定されるならば、それを政府当局、企画庁なり大蔵省あたりで一応御勘案いただいて、何らかの形で当初の予算にそれだけの含みを盛つておいていただくべきじゃないか。幸いにこの内閣委員会におきまして過去二回、この給与法案の審議の際に附帯決議をいただいた。その附帯決議の御趣旨も、予算上、財政上の措置に遺憾なきを期するようにということがうたわれておりますので、私どもとしては、いま申しましたような趣旨もその附帯決議の中には当然含まれておるのじゃないかと、非常に心強く考へておる次第でございませぬ。当面はそのほうで政府当局にお願ひしてまいつておるわけ

らで、勧告作業というものが、空に計算するわけではございませぬ、六千数百の民間事業所に克明に当たつての結果の集計によつてはじき出すものでございませぬから、今日のあらゆる機械力を動員いたしまして、どうしてもさういう作業が完結いたしますのは夏になつてしまふ。したがって、八月勧告、八月から五月にさかのほつていたのだという形にならざるを得ない。しかし、一方先ほど申しましたように、その間においていろいろの御批判がございまして、われわれとしては御批判を承つて検討をしてみたいわけではございませぬけれども、先ほどのように、現在のところ名案はない。さらに、私どもは名案があればという態度は捨てておりませぬけれども、そこで今日私どもが名案がないという点につきましては、やはり予算の組み方の問題が一つ残つておるのじゃないか。われわれの一番手近に考へております公労委の仲裁裁定が、新年度早々、新年度に入つて間もなく下か、そしてそれが補正予算も何もなしに四月にさかのほつて過去十年ばかり完全に実施された。お金の額も決して少ない額ではないので、数百億のお金があるところと補正もなしに予算のやりくりだけで出ている、これはどういふわけだろうという点に素朴な疑問を持ちまして、公務員の給与の場合についても、翌年度の賃金の上昇がある程度測定されるならば、それを政府当局、企画庁なり大蔵省あたりで一応御勘案いただいて、何らかの形で当初の予算にそれだけの含みを盛つておいていただくべきじゃないか。幸いにこの内閣委員会におきまして過去二回、この給与法案の審議の際に附帯決議をいただいた。その附帯決議の御趣旨も、予算上、財政上の措置に遺憾なきを期するようにということがうたわれておりますので、私どもとしては、いま申しましたような趣旨もその附帯決議の中には当然含まれておるのじゃないかと、非常に心強く考へておる次第でございませぬ。当面はそのほうで政府当局にお願ひしてまいつておるわけ

らで、勧告作業というものが、空に計算するわけではございませぬ、六千数百の民間事業所に克明に当たつての結果の集計によつてはじき出すものでございませぬから、今日のあらゆる機械力を動員いたしまして、どうしてもさういう作業が完結いたしますのは夏になつてしまふ。したがって、八月勧告、八月から五月にさかのほつていたのだという形にならざるを得ない。しかし、一方先ほど申しましたように、その間においていろいろの御批判がございまして、われわれとしては御批判を承つて検討をしてみたいわけではございませぬけれども、先ほどのように、現在のところ名案はない。さらに、私どもは名案があればという態度は捨てておりませぬけれども、そこで今日私どもが名案がないという点につきましては、やはり予算の組み方の問題が一つ残つておるのじゃないか。われわれの一番手近に考へております公労委の仲裁裁定が、新年度早々、新年度に入つて間もなく下か、そしてそれが補正予算も何もなしに四月にさかのほつて過去十年ばかり完全に実施された。お金の額も決して少ない額ではないので、数百億のお金があるところと補正もなしに予算のやりくりだけで出ている、これはどういふわけだろうという点に素朴な疑問を持ちまして、公務員の給与の場合についても、翌年度の賃金の上昇がある程度測定されるならば、それを政府当局、企画庁なり大蔵省あたりで一応御勘案いただいて、何らかの形で当初の予算にそれだけの含みを盛つておいていただくべきじゃないか。幸いにこの内閣委員会におきまして過去二回、この給与法案の審議の際に附帯決議をいただいた。その附帯決議の御趣旨も、予算上、財政上の措置に遺憾なきを期するようにということがうたわれておりますので、私どもとしては、いま申しましたような趣旨もその附帯決議の中には当然含まれておるのじゃないかと、非常に心強く考へておる次第でございませぬ。当面はそのほうで政府当局にお願ひしてまいつておるわけ

番きき目のあることじゃないか。生活防衛的な面からの効果が一番てきめんではなからうかということ、いままでの考え方をここで多少改めまして、民間の場合もさうなつておることと考へあわせまして、民間の中で千三百円という平均にはなつておりますけれども、大多数のものが千円というところをとらえてということをやつておりますので、さういふことではございませぬ。

○伊能委員 総務長官にお伺ひしたいのでありますけれども、特別職の給与については、今回はさういふ御説明のようになつて一応見送つておるということとあります。政務次官等については特に一万円を上げたという事情も、われわれとしては了承できないわけではありませぬが、元来特別職については、総理大臣以下各大臣並びに関係の官の責任者等についても、これは外国の例を引くまでもなく、日本においては非常に低い。しかも低いことによつてかえつていろいろな疑惑を受けるというような逆な面もあらわれておりますので、私どもとしては、特に特別職がさういふように——この機会に政府が、遠慮ということばが当たらぬかどうか知りませんが、世論にはばかりあるいは迎合して、上げないというようなことは、全体としてはたして適當であるかどうかという点に非常に疑問を持つものであります。総理大臣ははじめ各大臣が当然それに相応した給与をとるといふことによつて、初めて大いに世間に対して実情を明らかにすることができるといふことと、閣僚に全部遠慮しろというふうな就任の際に総理からの指示もあることと、さういふことから、閣僚になつた以上は他の役職を遠慮する以上、かかるべき給与をとつて当然だと考へますが、これらの点についての総務長官の御見解を伺ひたい。

○伊能委員 総務長官にお伺ひしたいのでありますけれども、特別職の給与については、今回はさういふ御説明のようになつて一応見送つておるということとあります。政務次官等については特に一万円を上げたという事情も、われわれとしては了承できないわけではありませぬが、元来特別職については、総理大臣以下各大臣並びに関係の官の責任者等についても、これは外国の例を引くまでもなく、日本においては非常に低い。しかも低いことによつてかえつていろいろな疑惑を受けるというような逆な面もあらわれておりますので、私どもとしては、特に特別職がさういふように——この機会に政府が、遠慮ということばが当たらぬかどうか知りませんが、世論にはばかりあるいは迎合して、上げないというようなことは、全体としてはたして適當であるかどうかという点に非常に疑問を持つものであります。総理大臣ははじめ各大臣が当然それに相応した給与をとるといふことによつて、初めて大いに世間に対して実情を明らかにすることができるといふことと、閣僚に全部遠慮しろというふうな就任の際に総理からの指示もあることと、さういふことから、閣僚になつた以上は他の役職を遠慮する以上、かかるべき給与をとつて当然だと考へますが、これらの点についての総務長官の御見解を伺ひたい。

○伊能委員 総務長官にお伺ひしたいのでありますけれども、特別職の給与については、今回はさういふ御説明のようになつて一応見送つておるということとあります。政務次官等については特に一万円を上げたという事情も、われわれとしては了承できないわけではありませぬが、元来特別職については、総理大臣以下各大臣並びに関係の官の責任者等についても、これは外国の例を引くまでもなく、日本においては非常に低い。しかも低いことによつてかえつていろいろな疑惑を受けるというような逆な面もあらわれておりますので、私どもとしては、特に特別職がさういふように——この機会に政府が、遠慮ということばが当たらぬかどうか知りませんが、世論にはばかりあるいは迎合して、上げないというようなことは、全体としてはたして適當であるかどうかという点に非常に疑問を持つものであります。総理大臣ははじめ各大臣が当然それに相応した給与をとるといふことによつて、初めて大いに世間に対して実情を明らかにすることができるといふことと、閣僚に全部遠慮しろというふうな就任の際に総理からの指示もあることと、さういふことから、閣僚になつた以上は他の役職を遠慮する以上、かかるべき給与をとつて当然だと考へますが、これらの点についての総務長官の御見解を伺ひたい。

○伊能委員 総務長官にお伺ひしたいのでありますけれども、特別職の給与については、今回はさういふ御説明のようになつて一応見送つておるということとあります。政務次官等については特に一万円を上げたという事情も、われわれとしては了承できないわけではありませぬが、元来特別職については、総理大臣以下各大臣並びに関係の官の責任者等についても、これは外国の例を引くまでもなく、日本においては非常に低い。しかも低いことによつてかえつていろいろな疑惑を受けるというような逆な面もあらわれておりますので、私どもとしては、特に特別職がさういふように——この機会に政府が、遠慮ということばが当たらぬかどうか知りませんが、世論にはばかりあるいは迎合して、上げないというようなことは、全体としてはたして適當であるかどうかという点に非常に疑問を持つものであります。総理大臣ははじめ各大臣が当然それに相応した給与をとるといふことによつて、初めて大いに世間に対して実情を明らかにすることができるといふことと、閣僚に全部遠慮しろというふうな就任の際に総理からの指示もあることと、さういふことから、閣僚になつた以上は他の役職を遠慮する以上、かかるべき給与をとつて当然だと考へますが、これらの点についての総務長官の御見解を伺ひたい。

○伊能委員 総務長官にお伺ひしたいのでありますけれども、特別職の給与については、今回はさういふ御説明のようになつて一応見送つておるということとあります。政務次官等については特に一万円を上げたという事情も、われわれとしては了承できないわけではありませぬが、元来特別職については、総理大臣以下各大臣並びに関係の官の責任者等についても、これは外国の例を引くまでもなく、日本においては非常に低い。しかも低いことによつてかえつていろいろな疑惑を受けるというような逆な面もあらわれておりますので、私どもとしては、特に特別職がさういふように——この機会に政府が、遠慮ということばが当たらぬかどうか知りませんが、世論にはばかりあるいは迎合して、上げないというようなことは、全体としてはたして適當であるかどうかという点に非常に疑問を持つものであります。総理大臣ははじめ各大臣が当然それに相応した給与をとるといふことによつて、初めて大いに世間に対して実情を明らかにすることができるといふことと、閣僚に全部遠慮しろというふうな就任の際に総理からの指示もあることと、さういふことから、閣僚になつた以上は他の役職を遠慮する以上、かかるべき給与をとつて当然だと考へますが、これらの点についての総務長官の御見解を伺ひたい。

思いますが、いま伊能委員のおっしゃったことは、遠慮しないでもらうべきであるというふうには承じていいのですか、ちょっとその辺……。

○伊能委員 そのとおりです。

○塚原國務大臣 それも一つのお考えであらうと思えます。しかし、当時おきめになったときの大臣は私ではなかつたので、どういふ会議が行なわれたか、どういふ協議が行なわれたかは、決して責任を回避する意味でなく、存じ上げませんので、ひとつ人事局長からその間の説明をさせたいと思えますから、御了承願います。

○増子政府委員 ただいま総務長官から申し上げた具体的ないきさつでございますが、簡単に申し上げますれば、今回の特別職の給与の改定におきまして、内閣総理大臣及びそれと同額の俸給を定められておる職、それから國務大臣及びそれと同額の給与の定められておる職務の給与月額を実は据え置きということにいたしましたことに関連するわけでございませぬ。もちろん、これらの職務につきましても、他の職員との厳密な対応ということでもありますが、ほば一万円程度の増額ということが考えられるわけでございます。しかしながら、他の特別職の給与額に比べますと、内閣総理大臣の四十万円、國務大臣の三十万円という額は、一応飛び離れた水準ということになっておるわけでございます。なお、他の俸給額におきましては、いわゆる一万円刻みの俸給でございますけれども、いま申しましたように、内閣総理大臣と國務大臣は一応十万円を単位とした金額になっておりまして、そういう点を考慮いたしまして、今回、僅少の額でございますので、わざわざ改定するのはいかがであらうかというようなこともあり、かたがた諸般の状況等も考慮いたしました結果、一応据え置きということにいたしましたのでございませぬ。しかし、御意見にもありましたように、これらの職務についての俸給月額がはたして適正であるかどうか、ある意味ではもう少し大幅な引き上げというところも考えられるという御意見、これも私も一つの傾聴すべき御意見であるとは考えておる

わけでございます。ただ、それが現在において適切であるかどうかという点で、実はこれを見送つたような事情でございます。

○伊能委員 この点については最後に私希望を述べておきますが、ただいま申し上げましたように、総理大臣、閣僚並びに關係高級特別職の人々が当然受くべき給与等は、民間の会社の重役その他に比較しても非常に低いと私どもははつきり申し上げることができると思ふので、政府としては十分検討されて、これについては適正な給与を定められるよう、ぜひ十分な御検討をいただきたいということを希望を申し上げます。

さらに、最後に防衛庁長官にお伺いいたしますが、今回の防衛庁の一般職に關連しての改定は、さしあたり關連事項についてはできたわけでありますが、防衛庁職員は、他の職員と違つた、國の防衛に任ずる特別な任務を担つておられますので、防衛庁として、今後の問題として、特に、この方面について防衛庁の特異性から給与を改善したいというやうな面があれば、希望があれば、その点お聞かせをいたしたい。

○増田國務大臣 防衛庁職員に対するたいへん御同情のある御質問、心から感謝をいたします。私は、防衛庁職員というものは挺身事に當たるのでございまして、他の一般職員とは異つた特別の給与をしてしかるべきものであるということを考慮しておることは、伊能委員と同様でございます。引き続き検討を加えまして、その見地からお願いをいたすと思ひますが、その節はどうぞよろしくお願ひいたします。

○伊能委員 以上で質問を終わります。

○木村委員長 これにて三案についての質疑を終局することに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。これにて質疑は終了いたしました。

○木村委員長 これより三案を討論に付するので

ありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よつて本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました三案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 おはかりいたします。

伊能繁次郎君外二十七名提出、連合國占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

それでは、連合國占領軍等の行為等による被害

者等に対する給付金の支給に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。伊能君。

○伊能委員 連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の一部を改正する法律案であります。本案は、連合國占領軍等の行為により負傷し、または疾病にかかる者及び死亡した者の遺族の実情等を考慮して、特別給付金を支給する等所要の改正を行なうものでございまして、本案につきましては、すでに前臨時国会におきまして社会、民社、自民三党共同提案によつて種々論議が重ねられました。もうその要旨については十分おわかりでございますので、ここで趣旨説明及び質疑を省略いたしまして、直ちに採決をせられんことを希望いたします。

○木村委員長 伊能君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○木村委員長 異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 国会法第五十七條の三の規定により、本案について内閣の意見を聴取いたします。

増田防衛庁長官。

○増田國務大臣 本件につきましては、先般沖繩において追加給付せられました例もございまして、ごもつとも存じておりますが、しかし、さらに十分検討したいというのが、政府の考えでございます。

○木村委員長 これより本案を討論に付するので

ありますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次会は、明二十日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会